

第129号

令和6年11月1日発行
(公社)札幌西法人会

札幌西法人会

検索

e-mail info@nishi-houjinkai.or.jp



●発行所 公益社団法人札幌西法人会 〒064-0823 札幌市中央区北3条西28丁目2-1 サンビル3F ☎624-5788 FAX624-5799



6.9.5 第61回 北海道法人会 全道苫小牧大会

目 次

インターネットセミナーのご案内	2
北海道法人会連合会 令和7年度税制改正の提言	3～11
私たちが公益法人を支えます（新入会員）	11
スーパーでは精米して1か月のコメは撤去される!?	12
賃上げによる人件費UPを吸収する生産性向上のポイント	13
八百万（やおよろず）の神の正体は？	14
札幌市からのお知らせ（特別徴収）	15
参考図書無料贈呈のご案内	16

札幌西法人会よりインターネットセミナーのご案内

札幌西法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

<http://www.nishi-houjinkai.or.jp>

札幌西法人会

検索で検索いただけます

ログイン

インターネット・セミナー

初心者でもよくわかる！ 簿記・経理入門セミナー
～経理の知識・ルール・決りきりの基礎から学ぶ～

初級者でもよくわかる！
簿記・経理入門セミナー
～経理の知識・ルール・決りきりの基礎から学ぶ～

※ 画面はイメージとなります。

このセミナーの動画一覧

ログインIDとパスワードを入力してログインしてください

ログインID: ●●●●●● パスワード: ●●●●●●

ログイン

視聴は無料です

1 経理は問われる存在！ できる経理になる。

はじめに

経理とは何の略？ 経営管理

経理資料って何の役に立つ？
→ 会社の 経営状態 がひとめでわかる

経理資料は社長にとって
今後の 重要な経営指針 となる

会員は専用IDとパスワードを入れてログインする事により多くのコンテンツが視聴可能となります。

ID・パスワードは

会員ID: **hj1103** パスワード: **0763**

会員の方は700タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

期間限定特別企画
いつもチャレンジ
精神で～夢実現～
TVキャスター
草野 仁
公開期限:
2024年11月未まで



お勧め

世界を旅して気づいたこと
～最近、感謝していますか？～



タレント / モデル / 旅のスペシャリスト
比嘉 パーバ

お勧め

一生使える
「1分で伝わる」技術



株式会社CHIEFFUL代表取締役
沖本 るり子

	セミナー名	講師	分数		セミナー名	講師	分数
研修・人材育成	金星コミュニケーション	田中 知子	28分	一般経営	NEW コミュニティ経営のすすめ (2) コミュニティ経営を実現する 組織への変革	金野 美香	44分
	自ら考え、動き出す 今どきの若手の育て方	石田 祐一郎	65分		コミュニティ経営のすすめ(1) コミュニティ経営とは	矢萩 大輔	47分
	Z世代との接し方に困っている 40代、50代へ 育て方と メンタルを前向きに保つヒント	夏目 えみ	43分		中堅・中小企業のための 「人的資本経営」(前編)	中平 次郎	61分
	存在感で差をつける！ 印象マネジメント講座 入門編	長島 佳美	49分		知って備える 防災・減災・BCP	松田 哲	78分
	スポーツ実況アナウンサーが教える！ 「伝わる」コミュニケーション術	河村 太郎	43分		経験者が語る本当の事業承継	関根 壮至	55分
法律	労働問題で足をすくわれない 経営を目指して	米澤 章吾	61分	税務・財務	基礎からわかる「インボイス制度の 概要と電子帳簿保存法のポイント」 令和5年度制度改正 対応版	川口 宏之	107分
ライフスタイル	NEW どうぞトリビア(2) 力士の給料事情	田中 知子	7分		初心者でもよくわかる！ 簿記・経理入門セミナー	小野 恵	83分
	NEW 犯罪者に狙われにくい 生活のコツ 第5回 身近なリスク	森 雅人	5分	労務	NEW 今さら聞けない 労務管理の基本セミナー 公開期限: 2024年11月未まで	恵島 美王子	81分
	長く続ける秘訣 公開期限: 2024年10月未まで	草野 仁	38分		実務家 スーパードライ物語	田中 晃	49分

掲載講師やタイトルは変更になる場合がございます。
掲載されているタイトルは、ご覧いただけるものの一部です。

お問い合わせは札幌西法人会事務局まで **TEL:011-624-5788**

北海道法人会連合会

令和7年度 税制改正提言事項

去る9月5日、苫小牧市に於いて第61回税制改正提言全道大会が開催され、出席者650名（当会25名）の賛同により令和7年度税制改正事項が採択されました。

10月3日全国鹿児島大会において全国の意見が集約・取りまとめられ、関係各機関・国会議員に提言していく予定です。

北海道法人会連合会の「税制改正提言」は次のとおり。

《基本的課題》

Ⅰ 財政健全化に向けて

- 我が国の長期債務残高は、国と地方を合わせて1,286兆円を越し、国内総生産（GDP）の2.5倍と先進国の中で突出して悪化している。
- 総額3兆円超を投じ、本年6月から実施された定額減税は、限定的な政策効果と事務負担増への批判が根強い。与党内には来年の継続を求める声もあるが、政策効果が不明で企業の事務負担が大きい減税は継続すべきではない。
- 防衛力の抜本強化では、防衛費を2027年度までの5年間で総額43兆円とすることを決定したが、財源の大半を「歳出改革」や「決算剰余金の活用」により捻出することとしており、財源としての安定性を欠いている。日本を取り巻く安全保障環境が厳しくなる中、安定的な財源の確保に努めるべきである。
- こども・子育て政策（加速化プラン）として、2028年度までに総額3.6兆円の予算規模とすることを決定したが、この財源として、「歳出改革」や「既定予算の最大限の活用」、医療保険料とあわせて徴収する「支援金制度」により賄うこととしており、歳出改革等が想定通りに行わなければ、国債頼みとなってしまう。
- 少子化対策には安定財源が不可欠であり、支援金制度で財源を確保していくには限界がある。また、社会保険料負担の上乗せという形であるが、実質的には隠れ増税である。政府は負担の議論から逃げず、消費税を含めて財源確保策を検討しなければ、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化を両立させることは難しい。
- 日本銀行は、マイナス金利政策を解除することを決定し、17年ぶりに金利が引き上げられた。財務省の試算によれば、経済成長や金利上昇が続けば、将来的には税収増より国債の利払い費の方が増えることが想定されている。
- 内閣府が発表した「中長期の経済財政に関する試算」によれば、「成長実現ケース」における2025年度の基礎的財政収支（PB）対GDP比は、▲0.2%（▲1.1兆円）であり、基礎的な財政収支が黒字化するのは2026年度となる見込みである。2025年度のPB黒字化目標を維持するとともに、国債の利払い費が増えることを見込んだ、2025年度以降の新しい財政健全化目標を検討する必要がある。
- 財政健全化は国家的課題であり、本格的な歳出・歳入の一体的改革を進めることが重要である。歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、また、歳入では税財政改革を通じた増収を目指すなど、着実に改革を実行することを強く求める。

- 金利のある世界が到来することになるので、金利上昇に備えて財政健全化が必要である。今後、国債の利払い費増は免れないが、国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府と日銀は健全な関係を構築し、市場の動向を見極めながら副作用を最小限に抑えるよう細心の政策運営を強く求める。

II 社会保障制度に対する基本的考え方

- 高齢者人口がピークを迎える2040年には、社会保障給付費が190兆円（令和4年度約131兆円）に達する見込みである。また、来年には、団塊の世代すべてが後期高齢者となることから、医療の介護の給付費急増が見込まれる。
- 持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制する必要がある。
- 社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。
- 我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。我が国本来の「中福祉・中負担」を目指した税財政改革により、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立に取り組まなければならない。
- 年金制度については、年金財政の検証を踏まえ、公的年金制度のあり方について検討されることとなっている。また、これまでも受給開始年齢の繰り下げ選択が拡大されてきたことから制度改革を精査しながら、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等の検討が求められる。
- 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。また、給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）の配分等を見直す。さらに「ジェネリックの普及率を全ての都道府県で80%以上」「ジェネリックの金額シェア65%以上」という政府の新目標が定められたが、その達成のためジェネリックの安定した供給体制の構築を強く求める。
- 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリをつけ、医療と同様に公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直すことを強く求める。
- 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用を強く求める。
- 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等の整備、保育士等の待遇を改善するなどの現物給付に重点を置くべきであり、国及び地方自治体が財政・行政面で総合的な施策を講じることを強く求める。
- 中小企業は、物価高騰の中、最低賃金の引き上げ、物価上昇を上回る賃上げが求められているなど、厳しい経営を強いられている。さらに、本年10月から社会保険の適用が拡大（従業員数51人以上）される。企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しない社会保障制度の確立を強く求める。

また、配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は就労調整が行われる一つの要因となっており、人手不足で悩む中小企業にとって深刻な問題である。政府は「年収の壁」への対応として、助成金制度等を設けているが一時的な措置であり抜本的な解決とはならない。女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障の問題を一括して議論することを強く求める。

Ⅲ 行政改革の徹底

- 一般の政治資金問題は、国民の納税意欲を著しく阻害するものである。国民の政治に対する不信任は極度に高まっており、政治資金規正法の見直しなどを行い、透明性の向上、使途の適正化、罰則の厳格化を図るべきである。
- 国の基金に基づく事業の見直しをめぐり、すでに役割を終えた15の事業を廃止する方針が定められるとともに、使う見込みがない5400億円余りを国庫に返納することとなった。引き続き、基金の効果等を検証するなど、運用の適正化を図るべきである。
- 行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。
- 以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める
 - 1 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制、調査研究広報滞在費や政務活動費等の適正化。
 - 2 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の効率的な要員確保と、能力を重視した賃金体系による人件費の適正化。
 - 3 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
 - 4 PDCAサイクルにより、事業のチェックを不断に実行すること。また、積極的な民間活力導入を行い成長につなげること。

Ⅳ 今後の税制改革のあり方

- 今後の税制改革に当たっては、税負担の公平性、応能負担の原則に基づき、納税者に信頼され徴税コストに留意した簡素でわかりやすい税制と、地域経済を牽引する中小企業の持続的な成長を阻害せず後押しする税制を強く求める。
- 税制改革検討の視点として、「経済の持続的成長と雇用の創出」、「少子高齢化や人口減少社会の急進展」、「デジタル化や働き方の多様化」、「グローバル競争とそれがもたらす所得格差など経済社会の大きな構造変化」、「国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性」等への対応を踏まえた上で、税制全体の抜本的な見直しを強く求める。

《税目別課題》

Ⅰ 法人課税について

1 法人実効税率について

平成28年度の税制改正において「法人実効税率20%台」が実現したが、減税分が賃上げや設備投資などにまわらず企業の内部留保は555兆円（令和4年度）に達している。

令和3年10月には、法人税の最低税率を15%に定めることなどがOECD/G20で合意され、法人税率の引下げ競争に歯止めがかかった。そして、イギリスやアメリカでは財政健全化や経済対策の財源として法人税率を上げる方向にある。

また、わが国においては、防衛力の抜本的強化等に必要な財源確保のための税制措置として、法人税額に対し、税率4～4.5%の新たな付加税を課すこととしており、令和6年度与党税制大綱では、「減税措置の実効性を高める観点からも、レベニューニュートラル（増減税同額）の観点からも、今後、法人税率の引き上げも視野に入れた検討が必要である」としている。

しかしながら、我が国の法人税は、諸外国に比較し、未だ高い水準にあり、コロナ禍の後遺症、諸物価高騰、賃金上昇等に苦慮する中小企業も多々ある状況を鑑み、法人実効税率の引上げは実施しないよう強く求める。

2 課税ベースの拡大について

(1) 欠損金の繰越控除制度を縮小しないこと

ようやくコロナ禍前の水準まで戻ったとはいえ、地域経済と雇用の70%を支える中小企業の経営環境は、一部業種を除き極めて厳しいものと言わざるを得ない。

赤字を翌期以降の黒字と相殺できる繰越控除制度は中小企業においては、欠かせない制度である。上限の引下げについては、中小企業の経営安定に大きな影響を与えかねないため、控除限度額の引下げには断固反対する。

(2) 外形標準課税の拡大反対

地方法人課税の外形標準課税制度は、資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人を対象として、所得割、付加価値割及び資本割が課せられる。

そのような中、特に付加価値割として従業員給与に課税する外形標準課税の拡大は、中小企業の事務負担が増大し、賃金引上げや雇用維持に悪影響を与え、コロナ禍による不況からの脱却を阻害するものである。中小企業への課税強化には断固反対する。

3 中小企業軽減税率の引下げ等

中小企業者等の法人税率の特例が、令和7年3月末に期限を迎える。我が国経済の成長の源であり、地域経済や雇用に大きな役割を担っている中小企業の成長を後押しするためにも、租税特別措置による中小企業軽減税率については本則化することを強く求める。

また、昭和56年以来、課税所得800万円以下に据え置かれている中小企業軽減税率の適用所得金額について1,600万円への大幅な引上げを強く求める。

4 政策税制措置の拡充・恒久化

(1) 中小企業投資促進税制の拡充・恒久化

「中小企業投資促進税制」は、令和6年度末（令和7年3月末）に期限を迎える。中小企業の生産性向上・競争力強化を図るために、対象設備の拡大、価格要件の緩和等拡充をした上で、引き続き恒久化を求める。

(2) 少額減価償却資産特例の拡充・恒久化

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例が、令和7年度末（令和8年3月）まで延長された。

引き続き償却資産管理や納税等の事務負担を軽減するため、少額減価償却資産の全額即時損金算入制度について、全ての企業においても、取得価格10万円未満から30万円未満に引上げることを求め、特に中小企業者については50万円未満に拡大する等、設備投資促進の観点から、取得価額の引上げならびに取得合計額の上限撤廃（年間300万円）を求める。

(3) 生産等設備投資促進税制の復活

「中小企業経営強化税制」は、令和6年度末（令和7年3月末）に期限を迎える。

計画認定手続きが柔軟化されたとはいえ、設備の取得前に計画認定を受ける必要があり、使い勝手が悪いため中小企業に浸透していない。生産等設備の更新を促進し生産性の向上を図り、国内における設備投資需要を喚起する観点から、延長ではなく中小企業を対象にした生産等設備投資促進税制の復活を求める。

5 交際費課税制度の見直し

中小法人の交際費課税の特例措置は、令和9年3月までに開始する事業年度まで延長された。交際費は企業にとって、事業の維持、拡大のうえで必要不可欠のものであり、景気対策に資するものである。コロナ禍によるダメージを受けた飲食店および関連事業の支援を念頭に恒久化の上、定額控除限度額の引き上げ、交際費の全額損金化を求める。

6 役員給与の取扱い

役員給与の取扱いについて、定期同額給与、事前確定届出給与以外については損金不算入とされており、業績連動給与についても同族会社は損金算入適用対象外となっている。経営意欲、企業活力を発揮させるため、同族会社についても一定の要件の下で損金算入を認めるよう強く求める。

また、定期給与の改定については、特別の事情があると認められない限り、期首から3ヶ月を経過すると認められないが、経済変動が激しい実態に照らし、年度途中での改定を認めるべきである。

7 中小企業欠損金の繰戻しによる還付制度の拡充

コロナ禍による厳しい経営環境の中、特に影響を受けた中小企業に対し、直近過去1年の事業年度に限定されている繰戻し期間を、キャッシュフロー対策として過去3年の事業年度に見直すとともに、恒久化を求める。

II 所得課税について

1 所得税の配偶者控除および課税方式の見直し

若い世代の所得向上や人手不足への対応の観点から、就業調整をしなくて済む抜本的な見直しと、具体的な少子化対策について、社会保障制度も含め幅広い視点で議論すべきである。

税や社会保険の急激な負担増加防止や少子化対策、格差社会の到来等諸問題への対応として、税制の観点からは世帯単位課税（N分N乗方式）の導入等、課税方式の見直しを求めてきた。法人会は、人出不足という経済対策にとどまらず、新しい価値観で扶養のあり方や社会保障制度を含めた現行制度を見直していくことを強く求める。

III 資産課税について

1 相続税

平成27年1月より、基礎控除の引下げとともに最高税率を55%に引上げる等税率構造の見直しが行なわれた。このため、急激な負担増と課税対象の大幅な増加を招いている。相続人の負担を緩和するため、また少子化対策の観点から、基礎控除3,000万円並びに法定相続人1人あたりの控除額600万円の引き上げを求める。

加えて、事業承継の円滑化の観点から、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例における事業用宅地の適用対象面積の更なる拡大を求める。

2 贈与税

(1) 贈与税の基礎控除の見直し

贈与税については、若年世代への資産移転を促し、その有効活用を図る観点から、これまで、直系尊属に対する税率構造の緩和、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置などが講じられている。

贈与税は経済の活性化に資することから、基礎控除（110万円）の引き上げを求める。

(2) 相続時精算課税制度の拡充

相続時精算課税制度を活用した相続税額の計算については、贈与時の評価額をもとに行われることとなるが、相続が発生し生前贈与した財産の評価額が下落していた場合、思わぬ税負担を強いられることになる。贈与時の評価額と相続時の評価額のいずれか低い額により計算できるよう求める。

またその場合、居住用宅地等については「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」が受けられるようにすべきである。

3 事業承継税制

(1) 本格的な事業承継税制の創設等

事業承継税制の拡充の一環として、個人事業者向け事業承継税制も新設されたが、中小企業の円滑な事業承継を推進するため、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し課税し、非上場株式を含む事業用資産の軽減・免除など、本格的な事業承継税制の創設を強く求める。

また、令和4年度税制改正で「特例承継計画」の提出期限が1年延長され、令和6年度税制改正でさらに2年延長され、令和8年3月末までとなったが、コロナ禍による時間的なロスを勘案し、適用期限についても2年程度の延長を求め、併せて以下の要件の見直しを強く求める。

①相続税の納税猶予制度取消の場合の延納・物納の認可

②会社の事業資金の担保に提供している土地・建物は、事業用資産として扱い、個人資産評価額の一定割合を減額する等、相続税の評価方法を見直すとともに相続税・贈与税の納税猶予の対象とする。

③取引相場のない株式の評価方式を中小企業の実態により即した評価方式に見直す。

また、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど、特例措置以前の申請分の救済を強く求める。

(2) 事業承継におけるM&Aに対応した税制の創設

中小企業においてもM&Aが事業承継に活用される状況を鑑み、売り手及び買い手それぞれに対し、M&Aのインセンティブとして、株式譲渡益にかかる特別控除等を認める税制の創設を求める。

IV 消費課税について

1 軽減税率

軽減税率制度は、社会保障制度財源を毀損すること、すべての事業者に過度な事務負担を強いること、低所得者対策としては非効率であること、から本質的に導入されるべきではなく、事業者からは依然として強く反対する声が多くある。引き続き法人会としては、問題があれば速やかに複数税率を単一税率に戻すことを強く求める。

また、消費税増税については、「社会保障制度と税の一体改革」「行政改革」等、各種改革の履行を前提に導入を認めているため、今後も法人会として改革履行状況を注視していくこととする。

2 適格請求書等保存方式（インボイス制度）

消費税引上げに伴い区分記載請求書方式が導入され、令和5年10月から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入された。

コロナ禍の影響が残る飲食・小売事業者ほど、移行に伴う煩雑な事務処理等でコスト増や事務負担を強いられる傾向にあり、小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（いわゆる2割特

例/3年間)や一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置（いわゆる少額特例/6年間）を一定の条件の下に恒久化するよう強く求める。

3 価格転嫁対策

平成25年6月に消費税転嫁対策特別措置法が成立し様々な施策が講じられていたが既に失効しており、諸物価高騰、労務費上昇等が続く状況にあって、中小企業者の価格転嫁についての不安は大きく、引き続き事業者の実態を十分に把握しながら、関係機関が連携の上、強力かつ確実に実行されるよう強く求める。

V 地方税制について

1 固定資産税

(1) 固定資産税の抜本的見直し

固定資産税については、大企業・中小企業の区別なく同一税率で課税されているが、大企業に比べて中小企業は担税力、収益力に差があり、特に地価上昇が顕著な都市部で重税感が高まっているため、法人税と同様軽減税率を導入し、中小企業の負担軽減を求める。

また、評価方式は収益還元価格方式に改めるよう求める。

(2) 固定資産税の免税点の引上げ等

設備投資の促進を図るため、固定資産税における減価償却資産の免税点150万円を300万円に引き上げることを求める。併せて中小企業の資産管理・納税事務負担の軽減、事務効率化を図るため「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例」において対象取得価格を引上げ、対象取得価格の合計額を撤廃し全額損金算入できるよう求める。

2 事業所税の廃止

平成15年度税制改正において、新增設分に対して課せられる事業所税は廃止されたが、「事業にかかる事業所税」は存続している。事業所税自体が固定資産税と二重課税的な性格を有すること、市町村合併の進行により課税対象が拡大することなどから廃止を求める。

3 法人住民税の超過課税の解消

地方税における法人住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を対象として課税されており、十分な説明もないまま恒久的に課税を実施している自治体もある。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきではなく、行財政改革の推進の観点からも速やかな解消を求める。

4 安易な法定外目的税の導入反対

法定外目的税は、環境対策の観点から導入されている場合も多いが、こうした独自課税の実施に当たっては、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、法人企業に対して安易な課税は行わないよう求める。

5 申告納税の合理化

国と地方の税務行政の効率化、納税者の利便、事務負担の軽減のため、所得税と個人住民税、法人税と法人住民税等の課税対象が同一であるものは、消費税と地方消費税と同様に、税務署への一括申告・納付制度の採用を求める。

VI その他

1 電子申告について

更なる利用促進に向けて、制度の一層の利便性向上を図るとともに、地方税の電子申告（eLTax）とのシステム連携、インセンティブとしての法人・個人に対する恒常的な税額控除制度の創設等の税制措置を求める。

2 社会保険料の法人負担分の減額

社会保障と税の一体改革において、事業主の負担に大きく依存した社会保障制度の見直しなど給付と負担のバランスを踏まえた一体的な見直しを強く求める。

3 寄付金の損金等算入額の拡大

寄付金の損金算入限度額の計算については、現在、資本基準と所得基準とにより計算されている。資本基準は、資本金と資本準備金等の合計額を基準に計算されているが、この基礎となる合計額は、会社法の施行により最低資本金制度が廃止されたこと、資本金等を有する普通法人以外の法人には適合しないことなど、必ずしも法人等の本来的な財務能力（寄付能力）を表していない。そこで、資本基準を廃止し、純資産基準を基礎に計算を行うべきである。

また、所得基準を拡大するほか、最低損金算入限度額を保証し単年度の所得がマイナスであっても一定額の寄付金の損金算入を認めるべきである。

指定寄付金の拡充について、今日企業には、社会貢献の一環とした利益還元が求められる時代となっており、公益法人やNPO法人等に対する寄付金で社会貢献に資すると認められるものについては、積極的に指定寄付金とするなど指定寄付金の拡充を図るべきである。

4 印紙税の廃止

印紙税は流通取引に付随して行われる特定文書の作成行為を捉えて課税するものであるが、文章の作成行為自体担保力があるとは考えられない。また、取引形態の変化により電子決済が普及しペーパーレス化が進む中、文書による取引は課税され、電子商取引は課税されないなど、公平性が損なわれており、印紙税の廃止を強く求める。

5 マイナンバー制度

行政の効率化や利便性の向上、国民の社会保障や税の給付と負担の公平性と透明性を実現する等メリットは大きい。ようやく普及に目途が付いたところであるが、国民や事業者がマイナンバー制度を正しく理解し、積極的に活用されていると言い難い。

今後とも国民の信頼と理解を得ながら、社会保障・税に関する行政の事務における利便性向上はもとより、正確な所得の把握によるきめ細やかな社会保障制度を設計し、公平・公正な社会を実現するよう強く求める。

6 激甚災害法に基づく激甚災害損失控除の創設

現行の雑損控除は、災害又は盗難若しくは横領による損失が生じた場合にのみ、差引損失金額から総所得金額等の10%を控除した上で行うこととされている。

しかし、

- ①激甚災害による損失は、通常、盗難又は横領による損失よりも多額になること。
- ②激甚災害の場合は、被災地域の経済基盤が回復するまでには相当の期間を要すること。
- ③激甚災害による損失額を最大限に勘案することは、被災者のみならず広く納税者の理解と納得が得られると考えられること。

等の観点から、雑損控除から激甚災害による損失を独立させて激甚災害損失控除とすべきである。その際には、所得控除の中における控除の順序についても考慮することが必要である。

なお、激甚災害では資産損失だけではなく、避難のための移転やそれに伴う災害関連費用が長期的に発生している。これらの支出についても激甚災害損失控除の対象とすることが適当である。

7 税制の簡素化と税務コストの軽減

消費税の導入以降、消費税の軽減税率、適格請求書保存方式（インボイス制度）の導入、電子帳簿保存法の改正、令和6年度所得税の定額減税、相続税の評価をはじめ税制が複雑で事務負担等のコスト増大を招いている。中小企業の負担は著しく、対応できない企業もある中で、中小企業の活性化のためにも税制を簡素化し、事務負担、税務コストの削減を強く求める。

私たちが公益法人を支えます

(令和6年6月～6年9月 新入会員)

支 部	新 会 員 名	住 所 (個人の住所は略)	入 会 の 紹 介 者
山 鼻	札幌重建(株)	中) 南9条西4丁目1-10家安ビル2F	AIG損害保険(株) 工藤聡己
	(株)ライティングコフレ	中) 南19条西10丁目1-3	AIG損害保険(株)札幌支店 伊賀洋介
	特定非営利活動法人ケアグループみらい	中) 南25条西9丁目1-22	アフラック代理店 (株)ワンズエージェンシー 榎本孝志
	(株)ファーストマインド	中) 北7条西15丁目1-3	AIG代理店 (株)アドバンス 金中優論
	(株)Maetano	中) 南11条西15丁目3-16	AIG代理店 HIホールディングス(株) 小熊雄太
	永吉(株)	中) 南11条西9丁目2-11-2F	大同生命保険(株) 三浦純子
大 通	泉澤学税理士事務所	中) 大通西19丁目2-1 フロンティア大通西3F	札幌西 副会長 武田治
円 山	(株)セブンスディレクション	中) 界川2丁目5-6	AIG代理店 (株)アドバンス 金中優論
桑 園	(株)GREEN FLAG	中) 北7条西15丁目1-3	AIG代理店 (株)アドバンス 金中優論
	(株)PLUS ONE	北) 北24条西4丁目2-6 第一鶴会館1F	AIG代理店 HIホールディングス(株) 小熊雄太
	(株)クリエイティブスポーツ・オバラ	中) 北16条西21丁目1-6	大同生命保険(株) 伊藤由香里
八 軒	北日本フード(株)	西) 八軒7条西11丁目1-48	税理士 塩地弘光
	(株)TLP	西) 八軒10条東2丁目2-17-305	AIG代理店 (株)ベスト・パーソン 吉田圭太郎
発 寒	(株)トゥーリア	西) 発寒12条3丁目7-1	札幌北 常務理事 (株)弘ビジネス研究所 栗原弘
	G.WORKS(株)	西) 発寒16条2丁目2-6	(株)KANZAI 堀内俊幸
	(株)コバヤシ	西) 発寒13条12丁目2-23	札幌中より会員異動
	(有)トータルシステム	手) 新発寒4条3丁目1-1	AIG損害保険(株)札幌支店 伊賀洋介
	技販システム(株)	西) 発寒16条12丁目1-1	AIG代理店 HIホールディングス(株) 河内
	FTエンジニア(株)	手) 新発寒6条7丁目14-26	札幌南理事 協同商事(株) 齊田博文 大同生命保険(株) 吉岡
西 宮	合同会社アール・ビム	西) 宮の沢1条4丁目1-11	大同生命保険(株) 本間前子
西 野	work supply	西) 西野2条3丁目3-1-203	AIG損害保険(株)札幌支店 川上知宏
手 稲	(株)soleil	手) 曙2条4丁目1-70	AIG損害保険(株) 松浦俊介
	合同会社 宮工	手) 富丘3条2丁目5-15	AIG損害保険(株) 工藤聡己
	合同会社 NPテクノ	手) 手稲区前田5条8丁目1-11-102	AIG損害保険(株) 伊賀洋介
	(株)TopRunner	手) 手稲前田536-60	ホームページ
	円山建設(株)	手) 曙7条3丁目4-10	AIG代理店 (株)総合保障制度事務所 森谷久仁子

スーパーでは精米して1か月のコメは商品棚から撤去される!?

食品ロス問題ジャーナリスト 井出留美

スーパーでは精米してから1か月を経過したコメは商品棚から撤去されることを取材で知りました。私の義父母は長野県でコメや野菜を作っています。収穫したコメは玄米として長く保管しますので、精米して1か月で処分することに驚きました。

そのスーパーをP社としましょう。P社では、以前は商品棚から撤去したコメは捨てていたようですが、近くにフードバンクができてからは寄付しているそうです。スーパーQ社にも聞いてみました。Q社では、精米後40日で商品棚から撤去しますが、捨てる、従業員に安く売る、フードバンクに寄付すると処分方法は店舗によって異なりました。スーパーR社では、精米後50日で商品棚から撤去してコメの納入業者に返品、その納入業者は外食産業にまわすとのことでした。スーパーX社では、精米して1か月になる前に割り引きして売っているそうです。このように、多くのスーパーでは精米してから1か月前後で商品棚から撤去してしまいます。近くのスーパーで見てみてください。精米時期として「○月初旬」「○月下旬」などと書いたコメがあると思いますが、精米時期から2か月以上経ったコメは置いていない店がほとんどだと思います。

なぜでしょうか？ あるコメのパッケージを見ると、夏場においしく食べられる期間は「精米から1か月程度」と書かれています。冬場だともっと長いのですが、一番短い時期に合わせて商品棚から撤去するのでしょうか。不思議なのは、1合や300gなど小サイズのコメには賞味期限が表示されており、精米から6か月～1年の日付が「賞味期限」として書かれています。一方では精米して1か月強で棚から撤去されるのに、もう一方では1年近く置かれるって、なんだか変ですね。

とはいえ、食品業界には「3分の1ルール」という商習慣があり、賞味期限の最初の3分の1で「納品期限」が切れ、次の3分の1で「販売期限」が切れるので、1年間の賞味期限ギリギリまでは売らないのですが・・・たとえば12か月の賞味期限であれば、製造から3分の1（4か月）までの間に、メーカーはコンビニやスーパーに納品しなければなりません。次の3分の1（製造から8か月）までの間に販売しきらないといけません。販売期限が切れたら商品棚から撤去されるのです。2013年には3分の1ルールによって年間1200億円以上の損失が発生していました。2023年では年間400～500億円程度に減ってきてはいるものの、まだ食品ロスは発生しています。

台湾では、市販されているコメは真空パックで売られているそうです。精米後1年間おいしく食べることが可能です。日本でも真空パックで売ることはいけないのでしょうか。コスト高であれば、商品棚に置く期間を延ばしてもいいのではと思います。

2023年の酷暑とインバウンド消費でコメの在庫が薄くなっています。コメどころですらコメの在庫がない状況です。貴重なコメが捨てられないようにと心から願っています。



筆者紹介

井出留美（いで・るみ） 奈良女子大学食物学科卒、博士（栄養学／女子栄養大学大学院）、修士（農学／東京大学大学院農学生命科学研究科）。ライオン、青年海外協力隊、日本ケロッグ広報室長等歴任。東日本大震災食料支援での廃棄に衝撃を受け、(株)office 3.11を設立。食品ロス削減推進法成立に協力した。『賞味期限のウソ』（幻冬舎新書）、『捨てないパン屋の挑戦』（あかね書房）など著書多数。

賃上げによる人件費UPを吸収する生産性向上のポイント

株式会社ジェイック 執行役員 古 庄 拓



10月1日から全国で最低賃金の見直しが行われ、今年の全国加重平均額の引き上げ額は51円と過去最高額となります。これに先駆けて今年6月に実施された全国法人会総連合の『景況感に関するアンケート(6月度)』によれば、「今年度、御社では賃上げを実施(予定を含む)しましたか?」に対して、「1位:正社員・非正社員ともに実施(40.2%)」「2位:正社員のみ実施(33.5%)」と、物価上昇への対応や人材の採用・流出防止のために既に多くの企業が賃金引き上げを実施していることが分かります。そして、非正社員に関しては10月の最低賃金引き上げで、さらなる引き

上げを迫られる企業もあるでしょう。少子化の加速に伴って人件費UPは今後も避けられない状況であり、原資のねん出に頭を抱えている経営者も多いと思われます。本記事では、人件費の増加を吸収するための生産性向上のポイントを解説します。

人件費の増加を吸収するためには、労働者の「時間当たり生産性(付加価値)」を向上させることが不可欠です。時間当たり生産性を向上させるためにはいくつかの視点がありますが、まず中長期で実現すべきは「製品・サービス単価、顧客単価の引き上げ」です。もちろん簡単な話ではありません。しかし、単価上昇を実現するために商品・サービスを改善し、利益率や単価の高い製品・サービス、顧客層を分析し、そこに注力していくことが経営者の仕事として必要不可欠です。売上に加えて、製品や顧客別の粗利・貢献利益をしっかりと確認して手を打つことが大切です。

同時に、短期的に取り組むべきことは「社内の生産性向上」です。事務作業やオペレーション、バックヤード業務が見直されることなく、前例踏襲または属人的に進められていないでしょうか。業務をミスなく回すところから、もう一步踏み込んで業務を改善する・生産性を向上させることを社員、とくにリーダー層の責任・評価ポイントにすることが大切です。この5年10年で大きなお金をかけずに自動化できる範囲、業務委託等に外注できる範囲は飛躍的に拡大しています。この作業が本当に必要かという視点に加えて、人を直雇用して担当してもらう必要があるのか、自動化や外注ができないのかという見直しが大切です。

前述のアンケートでは、「人手不足感が高まってきているとも言われますが、御社の雇用状況は?」という設問に対して、「1位:不足(55.0%)」と人手不足を感じている企業が過半数であり、さらに「人手不足の対策には何が有効だと考えますか?」という質問に対する回答の圧倒的1位は「労働条件・待遇を改善する(70.2%)」となっています。実際に、新規採用を成功させたり若手の流出防止をするうえで、業界平均の待遇水準を確保できないと採用や定着のハードルは一気に上昇する状況です。人件費UPは避けて通れないからこそ、払うべき従業員にきちんと待遇向上できるように生産性の向上・直雇用の見直しをすることが必須と言えるでしょう。

筆者紹介

古庄拓(ふるしょう・たく) 1983年生まれ。慶應義塾大学卒業後、株式会社ジェイックに入社。中小企業・ベンチャー企業を対象とした社員研修や採用支援の提案・企画、管理職養成プログラムの事業化、新卒メディアの立ち上げ等を経て、同社執行役員。人材育成や採用支援の知識・ノウハウを発信している。

八百万（やおよろず）の神の正体は？

(株)アルティスタ人材開発研究所 代表 玄 間 千映子



どこもかしこも、人手不足が言われている。そんな中、外国人労働者たちは職場の救世主。しかし、これだけ職場に外国人が増えてくると、日本の価値観や倫理観といった、いわば日本人の行動規範のようなものを彼ら彼女らに伝えておくことが必要なのではないかと考えた。

そこで、キリスト教は「愛」、儒教は「仁」、仏教は「四諦」を根本価値に置いたのは、それらが編み出された時代のその社会の中で「一番意味ある思い」であり、追いつめて意味あることだったから・・・というような筋書きで考えてみたところ、日本では「和」するものが必要で、それは「機能」ではないかと思いついた。

ではなぜ「機能」が、日本の世の中で「一番意味ある思い」とされたのか。それについて、日本で最初に文化が生まれた縄文時代にさかのぼった。

大陸の国々が異文化からの攻撃にさらされていた頃、四方を海に囲まれ温帯モンスーンに位置する日本では、自ずと自然の中での「生きる」が課題だった。もっぱら彼らの活動の焦点は狩猟や漁労（ぎょろう）をし、草や木の実を食べるようにし、寒暖から身を守る服や家について考えることだったろう。

その活動効率を上げるため、彼らは道具を作り使ううち、同じ鎌（やじり）でも仲間の中で少し異なる使い方をする者、異なる形の鎌を作り出す者が現れ、使い方や形の違いが効率を上げることを認識するようになってきた。効果的な使い方や効果的な道具を生み出す者は、集団の中で自ずと重用されただろうし、同じ活動でも大きな収穫が得られ豊かになるなどが起きただろう。

彼らはそれを体験することで「道具には、何か不思議な力がある」と感じたが、その不思議な力は目視できないことから、おそらく神秘性を感じたのではないか。そこで道具という存在ではなく、道具に備わっている「機能」を神聖視し、日本の世の中で「一番意味ある思い」としたのではないかと考えた。

ところで、道具は活動に伴ってさまざま生まれてくるから容易に八百万（やおよろず）の数が出てくる。それと同時に機能もまた八百万に現れるが、それらはすべてつながり調和することで、食べものや衣服や家となる。日本の多神教とは、こんな姿ではないか。

この、あらゆるものに機能ありとする考えが、機能を維持するために行う点検業務や3S（整理、整頓、清潔）などを重視し、機能を発揮する場となる「仕事は自分で探せ」となり、包丁式や刀祭りや針供養等々といった祭りを編みだし、人自体を機能と見立てた「人を活かす」という発想を生み出したのではないかと考えた。

日本の価値観や倫理観の土台にあるのが「機能」だとするならば、外国人労働者たちに、人の役に立てとか、世の中で「機能」を持てと伝えるのも難しくはなさそうだ。「機能」はまた、発揮という能動的姿勢によって現れるものでもある。なんでも大事と崇めるところで止まるアニミズムとは、少し違うのだ。

筆者紹介

玄間千映子（げんま・ちえこ） (株)アルティスタ人材開発研究所代表。國學院大學卒。米インマヌエル大学大学院卒後、米スタンフォード大学ビジネススクール修了。現在、信州大学のコーディネーター兼技術アドバイザー他、団体役員などを併任。著書に『朗働の時代』『ジョブ・ディスクリプション一問一答』『リストラ無用の会社革命』など。



札幌市からのお知らせ

従業員の方の個人住民税は給与から特別徴収してください。

●札幌市では、個人住民税の特別徴収を徹底しております

以下の事由に該当しない場合は、原則として特別徴収としていただく必要があります。

＜例外として普通徴収が認められる事由＞

- (1) 毎月の給与が少なく個人住民税を引ききれない
- (2) 給与の支払いがなく個人住民税を引けない月がある
- (3) 前年中の給与支払額が100万円以下である
- (4) 事業専従者である（個人事業主が営んでいる事業所のみ対象）
- (5) 他の事業者で特別徴収を実施する（所得税の乙欄適用者など）
- (6) 退職者又は給与支払報告書を提出した年の5月31日までに退職予定である

●特別徴収を始めるための手続きについて

令和7年度（令和6年分）の給与支払報告書を提出いただく際に、総括表の報告人員欄に特別徴収者と普通徴収者の人数内訳を記入し、個人別明細書は特別徴収者と普通徴収者に区分して添付してください。なお、eLTAXを利用して給与支払報告書を提出する場合は、個人別明細書ごとに特別徴収か普通徴収かを選択することとなります。

年度の途中から特別徴収を行う場合は、札幌市中央市税事務所特別徴収係へ「特別徴収への切替依頼書」を御提出ください。インターネットでの手続きも可能です。詳しくはホームページを御覧ください。

* ホームページ  [札幌市 オンライン 特徴切替](#) で検索

●特別徴収を実施しない場合は「特別徴収実施困難理由書」の提出をお願いいたします

従業員全員分の給与支払報告書を「普通徴収」として提出する場合は、「特別徴収実施困難理由書」の提出をお願いいたします。

※ 「特別徴収実施困難理由書」の提出がない場合、普通徴収として提出された方に関して特別徴収に切り替えて税額決定通知書をお送りする場合がございますので、御注意願います。「特別徴収実施困難理由書」の様式については、札幌市ホームページからダウンロードいただくか、札幌市中央市税事務所特別徴収係（TEL：011-211-3075）に御連絡ください。

* 様式ホームページ  [札幌市 特別徴収実施困難理由書](#) で検索

給与支払報告書の提出等はeLTAX（エルタックス）が便利です。

●eLTAX（エルタックス）とは

インターネットを利用して電子的に地方税の手続きを行うことのできるポータルシステムです。

無償のeLTAX対応ソフトウェア（PCdesk）や、市販の税務・会計ソフト（eLTAX対応のソフトウェアに限ります）を使って自宅やオフィスのパソコンからインターネットを通じてお手続きいただけます。

●eLTAX または光ディスクでの給与支払報告書の提出義務について

令和7年度（令和6年分）の給与支払報告書の提出について、令和4年分の「給与所得の源泉徴収票」の税務署への提出枚数が100枚以上であった場合には、eLTAX または光ディスク等で提出する必要があります。

※ 前々年の「給与所得の源泉徴収票」の税務署への提出枚数が基準（100枚）以上となる場合は、給与支払報告書をeLTAX または光ディスク等で提出するよう義務化されています。

●地方税共通納税システムについて

地方税共通納税システムを利用すれば、インターネットから各金融機関の口座やクレジットカードによる納入手続きが可能となるため、金融機関へ足を運ぶ必要がなくなり、一度の手続きで複数の地方公共団体への納入もできます。

詳しくは、下記のeLTAXホームページを御覧ください。

* eLTAX ホームページ（地方税共同機構） <https://www.eltax.lta.go.jp>

一部、窓口での収入を受け付けることができない金融機関もございます。共通納税システムのご利用をぜひご確認ください。

●特別徴収税額通知の電子送信について

eLTAXで給与支払報告書を御提出いただく場合に限り、特別徴収税額通知（特別徴収義務者用・納税者用）の受け取り方法について「書面」または「電子データ」のいずれかを選択できます。（それ以外の場合は「書面」での受取となります。）

なお、納税者用通知の電子データはパスワード付のZIPファイルです。各事業所において特別徴収の対象となる従業員全員に社内システム等にて配布していただき、各従業員が自ら確認サイトにアクセスしてパスワードを取得し、ZIPファイルを解凍する必要があります。納税者用通知の電子データを希望する際は、事業所内の環境・体制をご確認ください。

小冊子のご案内

法人会では、会員・非会員を問わず公益事業の一環として、経営、税務、労務等各分野にわたる下記の小冊子を無料で贈呈しています。ご希望の方は、郵送料として1冊、切手110円×2枚を負担していただければ送付いたしますので、事務局まで郵送でお申し込み下さい。

また、直接事務局へ取りにこられても結構です。

(部数に限りがありますので、先着順で各冊子それぞれ2冊までとさせていただきます。法人会員は郵送料無料です。)

- ① 令和6年度版 会社取引をめぐる税務Q&A ② 経理デジタル化ガイドブック ③ パットわかる 交際費課税



(31ページ)



(35ページ)



(31ページ)

- ④ 数字に強い社員を育てる実践塾 ⑤ 取引トラブルを防ぐ 法律知識 ⑥ 中小企業の人手不足解消のヒント



(47ページ)



(40ページ)



(32ページ)

このままコピーし、下記に記入のうえ切手を同封して送付願います

小冊子の申込書

〒064-0823 札幌市中央区北3条西28丁目2-1 サンビル3階 ☎624-5788 FAX624-5799
(公社)札幌西法人会 事務局 御中

年 月 日

申込法人名 _____ 会員・非会員(○で囲む)

郵便番号 住所 _____

電話番号 _____
FAX番号 _____

(切手110円×2枚×○部)を同封して、下記のとおり申し込みます。
法人会員、法人賛助会員、個人賛助会員は郵送料無料としますので、FAXにて申し込みください。

参考図書番号	①	②	③	④	⑤	⑥	計
申込部数							